

人を対象とする研究倫理審査委員会規程

(制定 平成 23 年 7 月 4 日)

(目的と設置)

第 1 条 流通経済大学における「人を対象とする研究」倫理規準第 7 条に基づき、人を直接の対象とした研究の実施の可否を審査することを目的として、人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審査)

第 2 条 委員会は、研究計画等審査申請書に基づき、次の事項について審査を行う。

- (1) 研究の対象になる個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象になる個人(必要に応じて家族などを含む)に理解と同意を得る方法
- (3) 研究の実施によって生じる個人や団体の不利益ならびに危険性
- (4) 研究がもたらす学術的貢献

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に挙げる委員で構成する。

- (1) 各学部運営委員 各 1 名
 - (2) 研究内容が最も近接する専任教員 2 名
 - (3) その他、学長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は学長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員会は適宜学長が招集し、委員の任期は、召集された日から判定結果の確定をもって終了する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は委員の 3 分の 2 以上をもって決する。
- 3 申請者は、委員会に出席して申請内容の説明と意見を述べるができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、法律学及び医学の専門家等、委員以外の者を会議に招いて意見を聞くことができる。

(判定審査)

第 6 条 審査は、次に挙げる区分により速やかに行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(判定通知)

第7条 委員長は、委員会が判定した結果を速やかに学長に報告し、申請者には審査結果を通知しなければならない。

(再審査)

第8条 申請者は、審査の判定結果に対し異議がある場合は、第7条に規定する審査結果を受領した日から起算して2週間以内に委員長に再審査を請求することができる。

(改廃の手続き)

第9条 この規程の改廃は大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、2011年4月1日から施行する。